



KAWASAKI CITY

指定開発行為廃止に係るお知らせ

平成20年12月26日

川崎市環境影響評価に関する条例第29条第1項に基づき「向ヶ丘遊園跡地利用計画」に係る指定開発行為廃止届の提出がありましたのでお知らせします。

指定開発行為者	小田急電鉄株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 代表取締役 大須賀頼彦
指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 住宅団地の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
指定開発行為を予定していた区域	川崎市多摩区長尾二丁目8-1 他
指定開発行為の目的	集合住宅、高齢者対応集合住宅、文化・レクリエーション施設、生活支援施設・集合住宅及び飲食等施設等の新設
指定開発行為の内容	区域面積：約127,000㎡ 計画戸数：850戸 計画人口：2,775人 建築面積：約30,300㎡ 延べ面積：約122,550㎡ 建物高さ：約15m（集合住宅等） 約12m（飲食等施設等） 約20m（生活支援施設・集合住宅）
廃止年月日	平成20年12月19日（金） （廃止届提出日 平成20年12月19日）
公告日	平成20年12月26日（金）
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm

*当該指定開発行為は平成19年1月26日付けで指定開発行為実施届の提出があり、平成19年7月9日付けで条例方法審査書を公告していたものです。